

教育委員会 平成28年3月臨時会の概要

- 日時 平成28年3月23日（水）
9時30分開会 10時02分開会
- 場所 鎌倉市役所 教育長室
- 出席委員 下平委員長、齋藤委員、朝比奈委員、安良岡教育長
- 傍聴者 0人

○本日審議を行った案件

- 日程1 議案第39号 鎌倉市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程2 議案第40号 県費負担教職員人事の内申について
- 日程3 議案第41号 鎌倉市教育委員会職員の人事について

下平委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより3月臨時会を開会する。

山田委員から、本日の会議を欠席する旨の届け出があったので、報告する。

本日の会議録署名委員を朝比奈委員にお願いする。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりである。

後ほど、議案第39号で「鎌倉市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」があるが、この件について事務局から、市長部局のスポーツ課職員を出席させたい旨の申し出があったため、これを了承し、出席させているのでご承知おきいただきたい。

なお、日程の2 議案第40号、日程の3 議案第41号については、人事案件のため、改正前 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により、非公開にしたいと思うが、いかがか。

(異議なし)

下平委員長

異議なしと認め、日程の2及び日程の3については、非公開とする。

では、日程に従い議事を進める。

- 1 議案第39号 鎌倉市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

下平委員長

日程の1 議案第39号「鎌倉市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明について願う。

スポーツ課長

日程第1 議案第39号「鎌倉市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」提案の理由を説明する。議案集1ページから10ページ及び参考資料を閲覧いただきたい。

本規則は、平成26年6月に公布された改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることを受け、鎌倉市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則に定める様式を改正するとともに、学校体育施設の開放事務を更に円滑に行うため、同規則に定める様式の一部改正を目的として制定するものである。

現行の行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されて以降、50年以上本格的な改正がなかったが、公正性・利便性の向上等の観点から、時代に即した抜本的な見直しが行われることになった。

改正行政不服審査法においては、不服申立構造が見直され、不服申立ての種類が原則として「審査請求」一元化される。また、現行60日となっている審査請求期間が3か月に延長される。この不服申立てができる旨を文書で通知することを教示文というが、今回の法改正により、教示文を改正する必要が生じた。

教示文の内容の変更及び教示文を追加する必要がある様式について、参考資料により説明する。参考資料3ページ及び7ページを閲覧いただきたい。

第2号様式（開放施設利用団体決定通知書）において、現行規則では、教示文の内容はその様式において定めている。また、第4号様式（開放施設利用決定通知書）においては、教示を行っておらず、今回の法改正に併せ新たに教示文欄を設ける。教示の文面については、担当課で別途決裁により定めることとする。

参考資料1ページから9ページまでを閲覧いただきたい。学校体育施設の開放事務を更に円滑に行うため、規則に定める様式の一部を改正（案）網掛け部分のとおり変更するものである。

変更の対象となる様式は、第1号様式（開放施設利用団体登録申請書）、第2号様式の2（開放施設利用団体登録証）、第4号様式（開放施設利用決定通知書）、第5号様式（開放施設利用報告書）である。

改正規則の施行期日だが、平成28年4月1日から施行する。

質問・意見

下平委員長

教示文はもともと様式にあったのか。

スポーツ課長

第2号様式はもともとあったが、今回の改正に伴い教示文の内容変更をしている。第

4号様式は教示文が必要だったが入っていなかったなので、入れることにした。教示文は別途決裁を得て入れることになる。大きな点としては、今まで教育委員会に「異議申立」ができるようになっていたものが、「審査請求」という表現になったことと、「60日」だったものを「3カ月」と延ばしたものである。

下平委員長

たとえば、第4号様式の右上に「教育委員会指令」という箇所が網掛けになっているが、これは。

スポーツ課長

今までは指令番号が入っていなかったものを入れるようにした。行政処分という形になるので、もともと指令番号を入れなければいけなかった。それが入っていなかったということで、今回の改正で入れたものである。

下平委員長

開放施設を使いたいという申し出があったとき、こちらが審査した上で利用について決定することになるのか。

スポーツ課長

基本は利用していただくのが大前提であるが、万が一使ってはいけないという通知をした際、それに対し審査請求ができる、あくまで「決定」ということで行政処分になるので、不服申し立てが有り得るということである。

ただ、開放については、もともと運営協議会というものが各学校であり、登録団体と事前に日程調整をしている。そこで施設の利用については調整ができていますので、現実的には利用できないと決定することはない。

安良岡教育長

緊急で、避難所の開設があると使えなくなることがある。

スポーツ課長

教育長がおっしゃるように、そういうことはあるが、そのあたりは登録団体もご理解いただいている。防災メールに登録していただいて、なるべく市の連絡を待たずに利用中止してもらおうようご協力いただいている。なので、トラブルに発展することはないと考えている。

下平委員長

今回は学校施設に限った話か。

スポーツ課長

学校の体育施設である。

(採決の結果、議案第 39 号は原案どおり可決された)

----- 非公開 -----

下平委員長

以上で本日の日程は全て終了した。これをもって、3月臨時会を閉会する。